

【福岡県からのお知らせ】

派遣料 無料!
R8年度申込受付中

デートDV防止のため 学校に講師を派遣します！

デートDVは特別なことではありません

10代の若い人の間でも起きています

デートDVについて専門知識を持つNPO等の講師を派遣し、デートDVが心身に及ぼす影響や暴力の種類など、デートDVに関する正しい知識を、生徒に分かりやすく説明します。

人権教育の推進に、是非ご活用ください。 [詳しくは次ページ参照➡](#)

あなたの尺度、
一緒に測り直そう。



福岡県人材育成・活躍推進活部男女共同参画推進課女性支援・保護係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3409 FAX 092-643-3392

E-mail joseihogo@pref.fukuoka.lg.jp

事業の概要

1 事業の目的

中学生及び高校生に対し、デートDVに関する理解を進め、暴力の防止、被害時の早期相談の促進を目的とします。

2 派遣対象

(1) 県内の高等学校、中等教育学校及び中学校（福岡市立及び北九州市立の中学校、北九州市内及び福岡市立の高等学校を除く。）が行う授業等であること。

(2) 生徒及び学校関係者を対象とするものであること。（原則として1学年以上を単位とする。）

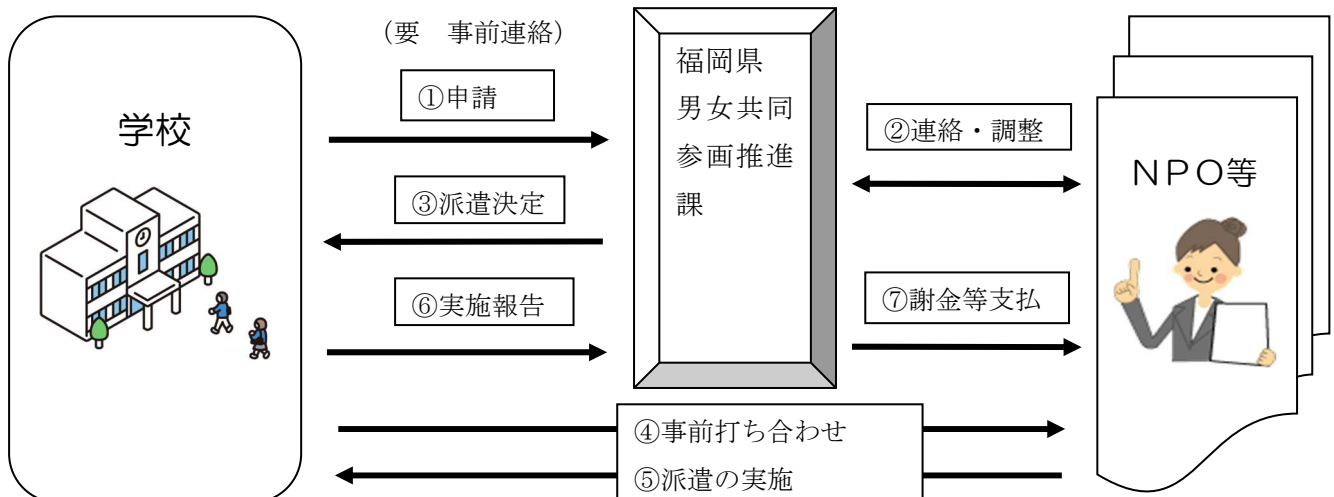
3 派遣する講師

デートDVに関する専門的な知識を持ち、講演実績のあるNPO等の専門家とします。

4 謝金及び旅費

講師の謝金及び旅費は、県が負担します。

5 講師派遣の流れ



①講師の派遣を希望する学校は、県に電話で事前連絡の上、授業等実施日の30日前までに申込書をFAX又はメールで県に提出してください。

②県は、NPO等と講師の派遣が可能かどうかの調整を行います。

③県は、申込を行った学校に講師派遣の可否を通知します。

④学校は、NPO等と授業等の内容について事前打ち合わせを行います。

⑤講師の派遣を実施します。（受講者へのアンケートの実施にご協力ください。）

⑥学校は、授業等の実施後30日以内に実施報告書をメールで県に提出してください。

⑦県は、NPO等へ謝金等を支払います。

6 実施要領、申込書等の入手

この事業の実施要領、申込書その他関係様式は、福岡県のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/datedvkoushihakken.html>

7 その他

○申込みは順次受け付けます。予定回数に達した時点で募集を締め切ります。

○申込みにあたっては実施要領を御確認ください。